

北海道告示第 11107 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 1 項の規定により、建築士事務所の登録を取り消す処分をした。

令和 4 年 8 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

1 監督処分した年月日

令和 4 年 8 月 10 日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

空間工房 和設計事務所 北海道釧路市昭和中央 2 丁目 24 番 8 号

(2) 開設者の氏名（開設者が法人である場合にあっては、開設者の名称及び代表者の氏名）

山本 智路

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

北海道知事登録一級（釧）第 0356 号

3 監督処分の内容

建築士事務所の登録取消

4 監督処分の原因となった事実

上記建築士事務所の開設者である山本智路が、令和 4 年 7 月 29 日に有印公文書偽造、偽造有印公文書行使の罪により、懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年間の刑に処されたため、建築士法第 26 条第 1 項第 2 号に該当する。